

靈感商法等の悪質商法による被害防止に関する講演会開催事業委託業務に関する
一般競争入札公告

靈感商法等の悪質商法による被害防止に関する講演会開催事業委託業務について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和 32 年岐阜県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 127 条第 1 項の規定により公告する。

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

靈感商法等の悪質商法による被害防止に関する講演会開催事業委託業務
（詳細は仕様書による。）

(2) 委託業務の概要

入札説明書による

(3) 履行期限

契約締結の日から令和 5 年 3 月 1 7 日（金）まで

(4) 履行場所

入札説明書による

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(4) 過去 5 年以内に国や地方自治体から受託して同様の業務（講演会等の開催業務（ライブ配信を含む））を実施した実績があること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号
岐阜県環境生活部県民生活課消費生活安全係
電話 058-272-8204
FAX 058-278-2889
Mail c11261@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和4年12月23日(金)から令和5年1月10日(火)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

原則電子メールによる交付とするので、3の(1)に記載の担当部局まで電子メールで交付希望の旨を申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)にかかる業務の委託契約書の写し及び発注者からの支払い金額が確認できる書類を添付したうえで、3の(1)まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札参加資格申請に要する費用はすべて入札者の負担とする。

イ 提出期限 令和5年1月10日(火)午後5時まで

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和5年1月12日(木)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年1月16日(月)午前10時30分

(入札を郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同上第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)で行う場合は、令和5年1月13日(金)午後5時までに3(1)必着のこと)

イ 場 所 岐阜市藪田南5-14-12 シンクタンク庁舎 3-2会議室

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(4)のイの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3の(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は別紙「入札書」により、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に別紙「委任状」を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全体を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

- ① 規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。
- ② 最低の価格をもって入札した者が 2 名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者等があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

エ 再度入札

落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便等による入札を行った者がある場合は、この限りではない。

再度の入札は原則として 1 回とする。再度の入札を行った結果、なお落札者がいないときは、原則として再度公告し、入札を行う。

オ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

カ 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

キ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

ク 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 郵便等による入札を認める。なお、郵便等により入札書を提出する場合は、入札案件名と入札参加名を記載した中封筒に入札書を封かんし、表封筒に入れて郵送等すること。また、郵便によるときは、一般書留又は簡易書留によること。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。
なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

- (7) その他、本入札執行については、地方自治法、同法施行令及び岐阜県会計規則の定めるところによる。